



- I. 持株会加入資格の拡大及び「知る前契約・計画」の電磁的記録による作成等に係るインサイダー取引規制の適用除外規定の改正の検討
- II. 空売り推奨レポートの公表と危機管理
- III. 不正アクセスやマルウェア感染事案への対応策
- IV. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

2020年  
9月30日号

## I. 持株会加入資格の拡大及び「知る前契約・計画」の電磁的記録による作成等に係るインサイダー取引規制の適用除外規定の改正の検討

執筆者: 船越 涼介

### 1 はじめに

金融庁は、本年9月18日、①持株会加入資格の拡大及び②「知る前契約・計画」の電磁的記録による作成等について、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(以下「**定義府令**」といいます。 )及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(以下「**取引規制府令**」といいます。 )を改正する内閣府令(以下「**本改正内閣府令**」又は単に「**本改正**」といいます。 )を公布しました<sup>1</sup>。本改正内閣府令は、本年6月30日に公表した改正案<sup>2</sup>について、本年7月30日までパブリックコメント手続を実施した結果を踏まえて、同改正案のとおり修正なく定義府令及び取引規制府令を改正する内容となっています。

同改正案については、本ニューズレター2020年7月15日号<sup>3</sup>において分析・検討を行ったところですが、本稿では、パブリックコメントの結果の公表及び本改正内閣府令の公布を受けて、本ニューズレター2020年7月15日号に加筆・修正し、アップデートを行いました。

### 2 持株会加入資格の拡大について

持株会を通じた一定の要件を満たす株券の買付けについては、インサイダー取引規制の適用除外とされており、また、当該買付けに係る権利は、いわゆる集団投資スキーム持分の適用除外とされています。

上記適用除外としての持株会加入資格は、株券の発行会社及びいわゆる形式基準(50%超の議決権の保有)による子会社等の役職員等とされているところ、企業のグループ経営の高度化等を踏まえ、この子会社等の範囲について、いわゆる実質支配力基準によるものに拡大する内閣府令改正が行われました。

<sup>1</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r2/shouken/20200918/20200918.html>

<sup>2</sup> <https://www.fsa.go.jp/news/r1/shouken/20200630/20200630.html>

<sup>3</sup> [https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/corporate-crisis-management\\_200715.html](https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/corporate-crisis-management_200715.html)

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

## (1) 改正前の規定の概要

インサイダー取引規制においては、いわゆる「知る前契約」の履行又は「知る前計画」の実行として売買等をする場合が適用除外とされており(金融商品取引法(以下「**金商法**」といいます。)(166条6項12号)、その範囲の明確性の確保等の観点から、取引規制府令59条1項1号～14号に列挙されている個別の類型のみが適用除外の対象とされています。

持株会・持投資口会を通じた買付けに関しても、「一定の計画に従い」、「個別の投資判断に基づかず」、「継続的に行われる」、「各役員又は従業員の1回当たりの抛出金額が100万円に満たないものについては、「知る前計画」の一種として、下表の6類型が適用除外とされています(取引規制府令59条1項4号～8号の2)<sup>4</sup>。

号	類型
4号	証券会社方式による役員持株会、従業員持株会、役員持投資口会
5号	信託銀行方式による役員持株会、従業員持株会、役員持投資口会
6号	証券会社方式による拡大従業員持株会
7号	信託銀行方式による拡大従業員持株会
8号	証券会社方式による取引先持株会
8号の2	証券会社方式による資産運用会社・特定関係法人役員持投資口会、資産運用会社・特定関係法人従業員持投資口会

上記6類型のうち、4号及び5号の役員持株会・従業員持株会については、持株会を通じた買付けの対象となる株券を発行する上場会社等の役員・従業員が加入資格を有することはもとより、「当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社」の役員・従業員にも加入資格が認められています。

改正前の規定においては、「当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社」として、次の3つが掲げられていました(取引規制府令59条2項)。

- ① 上場会社等が他の会社の総株主等の議決権の50%を超える議決権を保有する場合における当該他の会社(形式基準による子会社)
- ② 上記①の子会社が他の会社の総株主等の議決権の50%を超える議決権を保有する場合における当該他の会社(形式基準による孫会社)
- ③ 上記②の孫会社が他の会社の総株主等の議決権の50%を超える議決権を保有する場合における当該他の会社(形式基準による曾孫会社)

すなわち、50%超の議決権保有という形式基準による子会社・孫会社・曾孫会社の役員・従業員にも、役員持株会・従業員持株会への加入資格が認められていました<sup>5</sup>。このような形式基準は、明確性・客観性の要請によるものとされ<sup>6</sup>、平成24年の取引規制府令改正においても、形式基準を前提としながら、子会社・孫会社の役員・従業員に加え、曾孫会社の役員・従業員にも、加入資格が拡大されたところでした(上記③)。

## (2) 本改正の検討

本改正においては、「当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社」の意義について、従前の形式基準を改め、会社法上の「子会社」概念を用いることとされています(改正後の取引規制府令59条2項、30条2

<sup>4</sup> なお、本文で述べた重要事実に係るインサイダー取引規制(金商法166条)と同様、公開買付け等事実に係るインサイダー取引規制(同法167条)においても、同じ6類型が適用除外とされています(取引規制府令63条1項4号～8号の2)。また、同様の要件の下で、集団投資スキーム持分の定義からの除外(金商法2条2項5号二、金融商品取引法施行令第1条の3の3第5号・6号、定義府令7条1項1号～2号の2)、役員・主要株主の売買報告書提出義務・短期売買利益返還義務の適用除外(金商法163条1項、取引規制府令30条1項2号～6号の2、金商法164条8項、取引規制府令33条)及び特定組合等の売買報告書提出義務・短期売買利益返還義務の適用除外(金商法165条の2第1項、取引規制府令40条4項2号～6号、金商法165条の2第13項、取引規制府令45条)の対象にもされています。

<sup>5</sup> なお、投資法人は原則として子会社等を持つことができないこと(投資信託及び投資法人に関する法律194条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則221条)から、投資法人の子会社等の役員・従業員が、当該投資法人の役員持投資口会・従業員持投資口会に加入するということは、基本的に想定されないと考えられます。

<sup>6</sup> 金融庁『「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの結果等について』(平成24年12月14日)における「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」No.1。

項)<sup>7</sup>。

会社法上の「子会社」とは、会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいい(会社法 2 条 3 号、会社法施行規則 3 条 1 項)、「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、具体的には下表とおりです(同施行規則 3 条 3 項)<sup>8</sup>。

号	「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」に該当するもの
1号	他の会社等の議決権の総数に対する自己 <sup>9</sup> の計算において所有している議決権の数の割合が 50%を超えている場合
2号	他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が 40%以上である場合 <sup>10</sup> であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合
	イ  其他会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数 <sup>11</sup> の割合が 50%を超えていること。
	ロ  其他会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者 <sup>12</sup> の数の割合が 50%を超えていること。 (1)  自己の役員 (2)  自己の業務を執行する社員 (3)  自己の使用人 (4)  (1)から(3)までに掲げる者であった者
	ハ  自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。
	ニ  其他会社等の資金調達額 <sup>13</sup> の総額に対する自己が行う融資 <sup>14</sup> の額 <sup>15</sup> の割合が 50%を超えていること。
	ホ  其他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。
3号	他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が 50%を超えている場合 <sup>16</sup> であつて、上記 2 号ロ～ホに掲げるいずれかの要件に該当する場合

※ 例外

- ・ 「財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合」については、「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」から除外されており、当該「他の会社等」は子会社に該当しません(会社法施行規則 3 条 3 項柱書)。
- ・ 次に掲げる会社等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものは、「他の会社等」から除外されており、子会社に該当しません(同項 1 号)。
  - イ 民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等
  - ロ 会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社
  - ハ 破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

<sup>7</sup> 本改正においては、公開買付け等事実に係るインサイダー取引規制の適用除外における「当該発行者が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社」の意義(改正後の取引規制府令 63 条 2 項)、集団投資スキーム持分の定義からの除外における「被支配会社等」の意義(改正後の定義府令 6 条 3 項)、役員・主要株主の売買報告書提出義務・短期売買利益返還義務の適用除外における「当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社」の意義(改正後の取引規制府令 30 条 2 項)及び特定組合等の売買報告書提出義務・短期売買利益返還義務の適用除外における「当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社」の意義(改正後の取引規制府令 40 条 5 項)についても、同様に、会社法上の「子会社」概念を用いることとされています。

<sup>8</sup> 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則における「子会社」と実質的に同一の基準となっています(同規則 8 条 3 項、4 項)。

<sup>9</sup> 「自己」には、その子会社及び子法人等(会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいいます。)を含みます。

<sup>10</sup> 上記 1 号に掲げる場合を除きます。

<sup>11</sup> 「自己所有等議決権数」とは、次に掲げる議決権の数の合計数をいいます。

- (1) 自己の計算において所有している議決権
- (2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権
- (3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

<sup>12</sup> 当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限ります。

<sup>13</sup> 貸借対照表の負債の部に計上されているものに限ります。

<sup>14</sup> 債務の保証及び担保の提供を含みます。

<sup>15</sup> 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含みます。

<sup>16</sup> 自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、上記 1 号、2 号に掲げる場合を除きます。

- ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等
- ・ 特別目的会社<sup>17</sup>については、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定されます(同施行規則4条)。
  - 一 当該特別目的会社が適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益をその発行する証券<sup>18</sup>の所有者<sup>19</sup>に享受させることを目的として設立されていること。
  - 二 当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されていること。

すなわち、本改正内閣府令は、50%超の議決権保有という形式基準ではなく、「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」という実質支配力基準により、役員持株会・従業員持株会の加入資格を判断する点において、従前の規定を改める内容となっています。

本改正内閣府令は、議決権保有割合が50%以下であっても会社法上の「子会社」に該当する会社の役員・従業員にも、上場会社等の役員持株会・従業員持株会に加入する道を開くものとなっている一方、当該会社が倒産手続中である場合(会社法施行規則3条3項1号イ～ニ)等には、たとえ議決権保有割合が50%を超えていても「子会社」とならず、役員持株会・従業員持株会への加入資格が認められないことがあることには、注意が必要です。

上記(1)のとおり、もともと形式基準がとられていたのは、明確性・客観性の要請によるものであったところ、役員持株会・従業員持株会の加入資格を判断するのは、加入しようとする役員・従業員本人、あるいは会社の持株会事務局等であり、それらの者にとっては、会社法上の「子会社」該当性は容易に確認可能であることから、実質支配力基準への移行によって大きな弊害が生じることにはならないと考えられます。

なお、いわゆる拡大従業員持株会(取引規制府令59条1項6号、7号)の対象となる「関係会社」の定義については、本改正の対象となっておらず、引き続き、①議決権保有割合25%以上、②売上高割合50%以上、③仕入高割合50%以上のいずれか、という形式基準が維持されています(取引規制府令59条3項)。実務上のニーズが必ずしも大きくないことから改正が見送られたということかもしれませんが、今後、例えば、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則における「関連会社」概念(同規則8条5項、6項)と同様の実質影響力基準に改めることにより、他の規定との平仄を図ることも考えられるところです。

また、金商法166条においても、「子会社」との用語が使われており、同条1項の「会社関係者」に子会社の関係者が含まれ、同条2項5号～8号に子会社の重要事実が規定されるなどしていますが、ここでは、直近の有価証券報告書等に子会社として記載されたものが「子会社」とされており<sup>20</sup>、会社法上の「子会社」とは異なる概念であることには、注意が必要です。

インサイダー取引規制の名宛人は、必ずしも上場会社等やその子会社の役職員に限られておらず、役職員以外の者であっても、会社関係者や第一次情報受領者としてインサイダー取引規制の対象になる可能性があることから、金商法166条における「子会社」概念については、明確性・客観性がより強く求められ、直近の有価証券報告書等に記載されているか否かにより判断することとされていると考えられます。

この点、役員持株会・従業員持株会の加入資格を改正するに当たっては、金商法166条における「子会社」概念と合致させるという方向性もあり得たところですが、前掲(注4)のとおり、役員持株会・従業員持株会を通じた株券の買付けについては、インサイダー取引規制の適用除外と同様の要件の下で、集団投資スキーム持分の定義からの除外等の対象にもされており、これらの規定相互間の平仄の観点から、本改正においては、金商法166条における「子会社」概念ではなく、会社法上の「子会社」概念を用いることとしたものと考えられます。

### (3) 「子会社」のうち「会社」に限定されること

会社法上の「子会社」には、会社のほか、外国会社、組合、外国における組合に相当するもの、その他これらに準ずる事業体が含まれており(会社法2条3号、会社法施行規則3条1項、2条3項2号)、本ニューズレター2020年7月15日号においては、本改正によって、それらの役員・従業員にも役員持株会・従業員持株会の加入資格が認められることとなるとの見解を述べたところです。

<sup>17</sup> 「特別目的会社」とは、資産の流動化に関する法律2条3項に規定する特定目的会社及び事業の内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいいます。

<sup>18</sup> 当該証券に表示されるべき権利を含みます。

<sup>19</sup> 資産の流動化に関する法律2条12項に規定する特定借入れに係る債権者及びこれと同様の借入れに係る債権者を含みます。

<sup>20</sup> どのような場合に有価証券報告書等に「記載された」といえるかについての考え方の詳細は、木目田裕＝上島正道監修『インサイダー取引規制の実務(第2版)』(商事法務、2014年)415-417頁参照。

しかし、金融庁のパブリックコメント回答において、役員持株会・従業員持株会の加入資格が認められるのは、会社法上の「子会社」のうち「会社」に該当するものの役員・従業員に限定され、組合やその他の法人の役員・従業員は対象外となるとの見解が示されたことに、注意が必要です<sup>21</sup>。これは、取引規制府令 59 条 2 項において、「当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社」とは、当該上場会社の子会社「に該当する会社」をいうと規定されていることから、その文理上、「会社」に限定されるという考え方です。

ただし、取引規制府令において、同府令 59 条 2 項に規定する「会社」の定義は設けられていないため、その範囲は明確ではありません<sup>22</sup>。この点、上記パブリックコメント回答において、「会社法第 2 条第 3 号に規定される子会社のうち、『会社』に該当するものに限定されます」と述べられていることに鑑みれば、金融庁は、取引規制府令 59 条 2 項に規定する「会社」とは、会社法上の「子会社」に該当する会社法上の「会社」(同法施行規則 2 条 1 項、同法 2 条 1 号)、外国会社、組合、外国における組合に相当するもの、その他これらに準ずる事業体のうちの「会社」、すなわち会社法上の「会社」を意味するとの考え方を前提にしているものと思われる。

取引規制府令 59 条 2 項においては、「子会社のうち会社をいう」との文言ではなく、「子会社に該当する会社をいう」との文言が用いられており、上記パブリックコメント回答の論理は必ずしも明らかではありませんが、取引規制府令の上位規範である金商法においても「会社」の定義が設けられておらず、原則として会社法 2 条 1 号で定義されている「会社」と同一の意義を有すると解されていること<sup>23</sup>も踏まえれば、金融庁は、取引規制府令についても、「会社」とは、原則として会社法 2 条 1 号に規定する「会社」を意味するとの考え方をとっているものと思われる。

そうすると、取引規制府令 59 条 2 項に規定する「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社を意味すると考えられます(会社法 2 条 1 号)。一方、「外国会社」は「会社」ではなく(同条 2 号)、外国会社を含める場合には「会社(外国会社を含む。)」との文言が用いられることからすれば、取引規制府令 59 条 2 項に規定する「会社」には、外国会社は含まれないと考えられます。

なお、会社法上の「子会社」概念を用いて、会社以外の事業体を広く取り込みながら、そのうち「会社」に限定し直す実質的な理由はないようにも思われます。平成 17 年の会社法制定前の商法においても、「子会社」は株式会社及び有限会社に限定されていましたが(平成 17 年改正前商法 211 条ノ 2 第 1 項)、このような限定に合理的理由がないことから、会社法制定の際、①実質支配力基準への移行と併せて、②会社以外の事業体を広く取り込む現行の「子会社」概念に改められたところ<sup>24</sup>。これと比較すると、①実質支配力基準に移行しながら、②「会社」への限定については維持するという本改正は、中途半端であるという印象を拭えないように思われます。規制が無用に複雑化することを防ぎ、行為規範として実質的に機能させるという観点も踏まえ、シンプルに会社法上の「子会社」概念と合致させてもよかつたのではないかと考えられます。

### 3 「知る前契約・計画」の電磁的記録による作成等について

インサイダー取引規制の適用除外に係るいわゆる「知る前契約・計画」については、書面による作成等が必要であるところ、情報通信技術の進展等を踏まえ、電磁的記録による作成等を可能とする内閣府令改正が行われました。

<sup>21</sup> 金融庁『金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)』に対するパブリックコメントの結果等について(令和 2 年 9 月 18 日)における「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」。この金融庁の考え方は、直接的には、集団投資スキーム持分の定義からの除外における「被支配会社等」の意義(改正後の定義府令 6 条 3 項)について示されたものですが、重要事実に係るインサイダー取引規制の適用除外における「当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社」の意義(改正後の取引規制府令 59 条 2 項)、公開買付け等事実に係るインサイダー取引規制の適用除外における「当該発行者が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社」の意義(改正後の取引規制府令 63 条 2 項)、役員・主要株主の売買報告書提出義務・短期売買利益返還義務の適用除外における「当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社」の意義(改正後の取引規制府令 30 条 2 項)及び特定組合等の売買報告書提出義務・短期売買利益返還義務の適用除外における「当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社」の意義(改正後の取引規制府令 40 条 5 項)についても、同じ考え方が当てはまると考えられます。

<sup>22</sup> 上記のとおり、会社法上の「子会社」は、「子会社」との用語が使われているものの、会社法上の「会社」(同法施行規則 2 条 1 項、同法 2 条 1 号)に限定されず、外国会社、組合、外国における組合に相当するもの、その他これらに準ずる事業体が含まれる概念であり、また、会社法上の「外国会社」(同条 2 号)は、「外国会社」との用語が使われているものの、会社法上の「会社」はこれに含まれない上、必ずしも法人に限られないのであって、「会社」との用語が使われているからといって、論理必然的に、組合等が含まれないということにはならないと考えられます。

<sup>23</sup> 神田秀樹ほか編著『金融商品取引法コンメンタール 1—定義・開示制度(第 2 版)』(商事法務、2018 年)690 頁[谷口義幸・玄場光浩]。

<sup>24</sup> 相澤哲＝岩崎友彦「会社法総則・株式会社の設立」相澤哲編著『立案担当者による新・会社法の解説』(商事法務、2006 年)13-14 頁、相澤哲編著『一問一答 新・会社法』(商事法務、2009 年)71 頁。

## (1) 改正前の規定の概要

上記 2(1)のとおり、インサイダー取引規制においては、いわゆる「知る前契約」の履行又は「知る前計画」の実行として売買等をする場合が適用除外とされており(金商法 166 条 6 項 12 号)、取引規制府令 59 条 1 項 1 号～14 号に具体的な類型が列挙されています。このうち同項 14 号は、個別具体的な場面に限って適用除外の対象とする 1 号～13 号と比べて、より包括的な適用除外規定となっており、平成 27 年の取引規制府令改正により追加されたものです。改正前の同号の適用除外の要件の概要は、以下のとおりとなっていました<sup>25</sup>。

イ	重要事実を知る前に書面による契約・計画の締結・決定を行い、当該契約・計画の履行・実行として売買等を行うこと
ロ	重要事実を知る前に(1)～(3)いずれかの措置が講じられたこと
	(1) 「知る前契約・計画」の写しが証券会社に対して提出され、提出日付について確認を受けたこと(当該証券会社が当該契約を締結した相手方または当該計画を共同して決定した者である場合を除く。)
	(2) 「知る前契約・計画」に確定日付が付されたこと(証券会社が当該契約を締結した者または当該計画を決定した者である場合に限る。)
	(3) 「知る前契約・計画」が金商法 166 条 4 項に定める公表の措置に準じ公衆の縦覧に供されたこと
ハ	売買等の別、銘柄および期日ならびに当該期日における売買等の総額または数が、「知る前契約・計画」において特定されまたは裁量の余地がない方式により決定されること

## (2) 本改正の検討

本改正においては、改正前の取引規制府令 59 条 1 項 14 号イにおける「書面による」との要件について、電磁的記録による契約・計画も認めることとされています(改正後の同号イ)<sup>26</sup>。「電磁的記録」とは、「電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの」をいい(金商法 13 条 5 項)、要するに Word ファイルや PDF ファイル等の電子データを意味します。

また、本改正においては、改正前の取引規制府令 59 条 1 項 14 号ロ(1)における、契約・計画の「写し」を証券会社に提出し、提出日付の確認を受けるとの要件について、「写し」に限らず、契約・計画それ自体を提出することも認めることとされています(改正後の同号ロ(1))。電子データによる契約・計画については原本と写しの区別がないことや、書面による契約・計画についても、原本を提出するか写しを提出するかによって実質的な違いはないことから、このように改正されたものと思われます。

平成 27 年に同号の適用除外が新設された当時は、知る前契約・計画の内容面では、個別具体的な場面に限定せず、より包括的に適用除外を認めることとされた一方、知る前契約・計画の形式面・手続面では、契約・計画が事後的に捏造・改ざんされたり、契約・計画が安易に濫造されて都合の良いものだけが履行・実行されるといった不正を防止する観点から、契約・計画を書面により作成することや、契約・計画の写しを証券会社に提出して提出日付の確認を受けるといった要件が設けられました。

その当時には、電子データによる契約・計画についての具体的なニーズは見られず、むしろ電子データによる契約・計画の提出を受けるとなる証券会社の事務負担上の懸念が想定されたところでした。それから 5 年が経過した現在、同号の適用除外の活用も徐々にではあるものの広がる中で、書面による契約・計画の作成後、その写しが証券会社の店舗等に持参又は郵送され、証券会社による提出日付の確認が行われるまでの間にタイムラグが生じ、その間に重要事実を知って適用除外を受けられなくなるリスクがあるなどの不便さが指摘されていたところです<sup>27</sup>。また、新型コロナウイルス感染症の流行もあって、ますます電子化が進む現代社会において、人と人との間での物理的な受渡しを要しない電子データによる契約・計画の作成・提出を認めることは、時代の流れから見ても必然であったと思われます。この点、本改正により、対面店舗を有しないいわゆるネット証券においても、知る前契約・計画を利用した取引を行う顧客を取り込むビジネスチャンスにつながるのではないかと考えられます。

<sup>25</sup> なお、本文中で述べた重要事実に係るインサイダー取引規制(金商法 166 条)と同様、公開買付け等事実に係るインサイダー取引規制(同法 167 条)においても、同様の知る前契約・計画に係る適用除外が定められています(取引規制府令 63 条 1 項 14 号)。

<sup>26</sup> 本改正においては、公開買付け等事実に係るインサイダー取引規制(同法 167 条)の適用除外についても、同様に、電磁的記録による知る前契約・計画を認めることとされています(改正後の取引規制府令 63 条 1 項 4 号イ)。

<sup>27</sup> 金融庁「規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策」(平成 30 年度分)受付番号 310206041(内閣府での回答取りまとめ日:平成 31 年 4 月 5 日)。

### (3) 電子データによる契約・計画の作成・提出方法

電子データによる契約・計画を証券会社に提出するに当たってのファイル形式(PDF ファイル等)や提出方法(電子メールへの添付、ウェブサイト上でのアップロード等)等については、今後、日本証券業協会及び各証券会社において詳細が議論され、契約・計画が事後的に捏造・改ざんされたり、複数の契約・計画が作成されて都合の良いものだけが履行・実行されるといった不正を効果的に防止するための方策が取りまとめられるものと考えられます。

提出日付についての証券会社による確認方法は、必ずしも証券会社の担当者の目による確認が行われなくても、例えば、証券会社において、知る前契約・計画の提出専用メールアドレスや専用アップロードページを設け、契約・計画が添付された電子メールの受信や契約・計画のアップロードの完了を通知する電子メールの機械的な自動送信(返信)をもって証券会社による確認とし、当該自動送信(返信)メールの日付をもって契約・計画の提出日付とすることができれば、契約・計画の作成とのタイムラグを短縮し、その間に重要事実を知ってしまうリスクを軽減できると考えられます。

また、証券会社の現行実務においては、事後的な改ざんを防止したり、顧客の知る前契約・計画の作成に関与していないことを明確にする観点から、契約・計画を提出しようとする顧客に対し、封緘して提出するよう求め、提出を受けた契約・計画を開封せずに保管するというも行われているようです。これと同様の対応を電子データによる契約・計画についても行おうとするならば、例えば、電子データによる契約・計画にパスワードを付して、パスワードを知らせずに提出するよう、顧客に求めるということも考えられるところですが<sup>28</sup>。しかし、契約・計画を提出した顧客本人しかパスワードを知らず、証券会社も、金融庁・証券取引等監視委員会も、顧客本人の協力なくして契約・計画の内容を確認できないということになれば、顧客がパスワードを忘れ、あるいはパスワードを忘れたふりをしたような場合には、契約・計画が事後的に捏造・改ざんされていないか、また、複数の契約・計画が作成されて都合の良いものだけが履行・実行されていないかなどについて、事後的に検証することができなくなり、契約・計画を証券会社に提出して提出日付の確認を受けることを要件とした趣旨が損なわれかねません。そのため、パスワードを付して提出することを求めるという対応は、とるべきではないと思われれます。

いずれにせよ、今後、上記の各論点について、Q&A 等により、考え方が明確化されることが望まれます。

## 4 公布日・施行日

本改正内閣府令は、本年 9 月 18 日付けで公布され、2021 年(令和 3 年)1 月 1 日から施行されます(本改正内閣府令附則 1 項)。



ふなこし りょうすけ  
船越 涼介

西村あさひ法律事務所 弁護士

[r\\_funakoshi@jurists.co.jp](mailto:r_funakoshi@jurists.co.jp)

2009 年弁護士登録。2014-2016 年、金融庁総務企画局市場課および法令等遵守調査室出向。2017-2018 年、Alston & Bird LLP 出向。2018-2019 年、野村証券株式会社取引コンプライアンス部出向。主たる業務分野は、企業不祥事の実態調査・対応助言等の危機管理・訴訟、インサイダー取引規制・金融商品取引業者等に対する業規制をはじめとする金融規制法、コンプライアンス体制整備。

## II. 空売り推奨レポートの公表と危機管理

執筆者: 木目田 裕

米国で、ニコラ(電動トラックのメーカー)に関し、同社株の空売りを仕掛けている<sup>29</sup>調査会社が、ニコラが技術力を誇大に宣伝してきた等の調査報告書を公表したことを契機に、ニコラ株が大幅に値下がりし、創業者である経営者が辞任し、米証券取引委員会等がニコラの開示書類について調査を開始するという事態になっています。

また、米国で上場していた中国のラッキンコーヒー(カフェチェーン)の不正会計問題も、調査会社の報告書の公表で判明したとさ

<sup>28</sup> 前掲(注 27)の規制改革ホットラインの提案においては、提出する文書にパスワードを付すことについて言及されています。

<sup>29</sup> 2020 年 9 月 15 日付け日本経済新聞朝刊

れています。なお、ドイツのワイヤーカードの不正会計問題は、FT の報道で表面化したとされています。

日本でも、時折、いわゆる空売りファンドや調査会社が、特定の銘柄について、空売り推奨レポートを公表し、発行会社が危機管理の観点から対応を強いられることがあります。

こうした空売り推奨レポートに対する対応においても、危機管理一般と同じことが当てはまります。最も重要なことは、先入観を排除して、まずは徹底的な事実調査を行うことです。そして、事実調査結果に基づき、適時開示等を通じて株主・投資家・証券取引所・関係当局・取引先等に対する説明責任を果たすことです。

発行会社の立場から見ると、こうした空売り推奨レポートが公表されると、自分の会社がいわば「攻撃」されて、株価も大幅に下落するわけですから、非常に腹が立ちます。発行会社からすると、ときに、「空売り推奨レポートの言っていることが大間違いだ。事実調査なんてするまでもない。そんなことより対抗策を講じろ。」などとなります。

証券取引等監視委員会に情報提供して、偽計や風説の流布等の嫌疑で空売りファンドを調査してもらうことや、資本政策なども、もちろん対抗策ではありますが、真の意味での対抗策は、事実調査と説明責任の貫徹です。

投資家や当局を含む市場関係者からすると、問題なのは、空売り推奨レポートの指摘に根拠があるのかどうかです。空売り推奨レポートには根拠が乏しいこともあります。空売り推奨レポートの指摘が概ね正しかったという事実も少なからず存在します。

空売り推奨レポートに根拠があるなら、投資判断に与える重要性にもよりますが、発行会社としては、過年度決算の訂正や、業績見直し・中期経営計画等の修正などが必要になるほか、場合によっては証券取引所から改善報告書徴求等の処分を受けたり、過年度決算訂正であれば刑事罰や課徴金を課されることもあり得ます。さらに、過年度決算訂正の場合に限りませんが、いわゆる証券訴訟を提起されることもあり得ます。

空売り推奨レポートで具体的な指摘が既になされているわけなので、発行会社の取締役等としては、「うちの決算や中計は全く問題ない。財務経理や経営企画を信頼している。監査法人を信頼している。」などと言っていれば済むことでは全くなく、十分な事実調査を行わず、過年度決算の不適正を発見する機会を逃した結果、例えば、証券取引等監視委員会に違反(虚偽有価証券報告書等提出など)を自主申告して課徴金を半減してもらう機会を失った、となれば、事実関係次第では、その取締役等には任務懈怠(善管注意義務違反)に基づく損害賠償責任があり、少なくとも課徴金半額相当を会社に賠償せよ、となります。

他方、発行会社が事実調査を行った結果、空売り推奨レポートには根拠が乏しいとなれば、発行会社としては、その旨を適時開示等により公表した上で、場合によっては、空売りファンド等に対する金商法違反(偽計や風説の流布等)の嫌疑での刑事責任を含む責任追及や、発行会社の対応費用に係る損害賠償請求なども選択肢になります。もしかしたら、空売り推奨レポートを見て、慌てて株を売って損失を受けた投資家が空売りファンド等に集団で損害賠償請求を起こす、という事態もあり得るかもしれません。

空売り推奨レポートに根拠がない場合における、発行会社側のこうした対応を一括して「反転攻勢」などと言いますが、こうした「反転攻勢」を行うためには、発行会社が十分に事実調査を行い、発行会社の調査結果に対する投資家や当局等の信頼を確保することが大前提になります<sup>30</sup>。発行会社の調査が十分でなければ、証券取引等監視委員会も、空売りファンド等に対する調査に二の足を踏むこととなります。また、いつまでも投資家の間に、発行会社の決算や今後の成長戦略等に対する疑念がくすぶり続けるため、株価も回復しないということになります。

つまり、空売り推奨レポートに対しては、発行会社やその経営陣の気持ちはよく分かりますが、「先入観を排除して」、まずは徹底的な事実調査を行い、説明責任を果たすことが何よりも重要なのです。



きめだ ひろし  
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[h.kimeda@jurists.co.jp](mailto:h.kimeda@jurists.co.jp)

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。

<sup>30</sup> なお、この場合に、日弁連 GL 型第三者委員会(いわゆる日弁連ガイドラインに準拠した第三者委員会のことをいう)を設けて調査を行うことが適切かどうかについては、両論があり得ると思われれます。

### Ⅲ. 不正アクセスやマルウェア感染事案への対応策

執筆者: 北條 孝佳

#### 1 不正アクセス事案等

メールやインターネットショッピング、各種申込み、eラーニングといったように、インターネットを通じた多くのサービスが提供されるようになってきており、社会生活や経済活動を維持・向上させるための重要なインフラとなっています。このようなサービスは、インターネットに接続されているため、適切な対策を実施していなければ、本来権限を持った人ではなくてもアクセスができてしまい、場合によっては第三者に不正にアクセスされ、様々な被害に遭ってしまうこともあります。

さらに、昨今、不正アクセスとマルウェア(コンピュータウイルスや不正プログラムを指す)が融合した Emotet(エモテット)と呼ばれるマルウェア感染事案が拡大しています<sup>31</sup>。Emotetに感染すると、メールアカウントの認証情報(ID やパスワード)、過去にやりとりしたメールの件名や本文などのデータ、アドレス帳が窃取されます。攻撃者は、窃取した情報を用いてさらなる感染拡大を図るため、当該メールアカウントや攻撃者が用意したメールアカウントから Emotet を添付したメールを送信するなどの被害が確認されています。

このような不正アクセスを伴うマルウェア感染事案への対策は、基本的な対策から応用的な対策まで様々です。しかし、注意しなければならないのは、どれだけ高度な対策を実施したとしてもサイバー攻撃を 100%防ぐことは不可能であることです。サイバー攻撃は、防御システムを正面突破してくる攻撃はほとんどなく、多くは防御システムの隙間を突いて侵入してくるからです。隙間を全て埋めるためには、相当の費用、膨大なシステム及び役職員等を訓練する必要があり、しかも日々更新していかなければならず、現実的ではありません。もっとも、基本的な対策であってもある程度のサイバー攻撃を防ぐことができますし、基本的な対策すら怠っていたために被害が発生した場合には、企業としての責任や経営者としてセキュリティ体制を構築できていなかった責任が問われることも考えられます。

#### 2 事前対策・準備から検知まで

マルウェア感染の事前対策として、基本的な対策例を以下に示します。

- ・ 身に覚えのないメール又は不審・不自然な本文が記載されたメールに添付されたファイルは開かない
- ・ 不審なメールに添付された Word 文書や Excel ファイルを開き、マクロやセキュリティに関する警告が表示された場合、「マクロを有効にする」「コンテンツの有効化」というボタンをクリックしない
- ・ 不審なメール本文中に記載された URL リンクはクリックしない
- ・ 不審なメールの送信者が取引先等であった場合には、過去に受信したメールや送信したメールのメールアドレス、電話をかけることなどにより不審なメールを送信していないかの確認を行い、不審なメールの送信者には返信しない
- ・ OS やアプリケーション、セキュリティソフトを常に最新の状態にする
- ・ 身に覚えのないメールや添付ファイル、ダウンロードしたファイルを開いてしまった場合は、すぐに対応部門へ連絡する

NIST(米国国立標準技術研究所)が公表する Cybersecurity Framework<sup>32</sup>は、事前対策から事後対応までの機能を、識別(Identify)、防御(Protect)、検知(Detect)、対応(Respond)及び復旧(Recover)の 5 つに分けて、その対策を示しています。この機能として識別及び防御は事前対策・準備に、検知、対応及び復旧は事後対応にそれぞれ分けられます。このうち、不正アクセスを伴うマルウェア感染事案については、検知が重要になりますので、検知について抜粋したものを下表に示します(IPA から公表されている日本語訳資料に基づいて作成)。

<sup>31</sup> IPA(独立行政法人 情報処理推進機構)では、「Emotet と呼ばれるウイルスへの感染を狙うメールについて」(2020 年 9 月 2 日更新)を公表し、注意喚起を促している。また、JPCERT/CC(JPCERT コーディネーションセンター)においても、「マルウェア Emotet の感染拡大および新たな攻撃手法について」(2020 年 9 月 4 日更新)を公表し、同様に注意喚起を促している。

IPA: <https://www.ipa.go.jp/security/announce/20191202.html>

JPCERT/CC: <https://www.jpcert.or.jp/newsflash/2020090401.html>

<sup>32</sup> NIST「Cybersecurity Framework Version1.1」(2018 年 4 月)(<https://doi.org/10.6028/NIST.CSWP.04162018>)  
日本語訳を IPA が公開している(<https://www.ipa.go.jp/files/000071205.xlsx>)。

機能	カテゴリー	説明
検知	異常とイベント	異常な活動は、検知されており、イベントがもたらす潜在的な影響が、把握されている。
	セキュリティの継続的なモニタリング	情報システムと資産は、サイバーセキュリティイベントを識別し、保護対策の有効性を検証するために、モニタリングされている。
	検知プロセス	検知プロセスおよび手順が、異常なイベントに確実に気付くために維持され、テストされている。

上記のカテゴリーにはサブカテゴリーも示されており、例えば、「異常とイベント」カテゴリーには、「①ネットワーク運用のベースラインと、ユーザとシステムで期待されるデータフローが、定められ、管理されている。」、「②検知したイベントは、攻撃の標的と手法を理解するために分析されている。」などのサブカテゴリーとして5つが示されています。

以下では、人が異常を検知し、報告を促進するための一方策を概説します。

検知には、パソコンやサーバ等が異常な挙動をしたこと、又は、端末を扱う役職員(ユーザ)が異常な挙動をさせたことを「システム」が検知可能な場合と、端末を扱う「役職員」自身が異常を検知可能な場合とがあります。システムが異常を検知した場合は、検知したインシデントに対応するフェーズに移ればよいと、検知能力はシステムに依存します。

他方、役職員が、自身が扱う端末の異常な挙動を検知した場合であっても、自身の責任が問われかねないと思えば報告をしないことがあります。そのため、情報管理規程やセキュリティ管理規程等の内部規程において、端末が異常な挙動をした、自身が不審な添付ファイルを開いてしまったなどの場合には、速やかに対応部門に報告し、指示を受けるように規定して周知させておくことよいでしょう。特に考慮すべきは、不正アクセスやマルウェアへの感染は、組織を狙った攻撃であり、役職員はたまたまその被害に遭ったに過ぎないということです。そのため、マルウェアに感染させてしまったことに対する責任は問わないように周知しておくことで、役職員に安心感を与え、報告が促進されやすくなります。

また、このような異常な挙動を役職員が見分けるためには、日頃からサイバー攻撃の手法を把握しておかなければ判断できません。サイバー攻撃の被害に遭った公表事例を日頃から共有する、定期的に外部の専門家を招聘し、サイバー攻撃事例の解説講座を受講することなども有効です。

異常を検知した場合には、即座に対応する必要があります。攻撃者は、侵入後、自動的に情報を探索して外部に流出させたり、データの消去等の破壊活動を行ったりするため、少しでも被害の拡大を食い止め、今後の対処のために被害状況を早期に把握する必要があるからです。

### 3 まとめ

本項は、基本的な事前対策のうち、「検知」について概説しましたが、セキュリティ対策のために準備しておく項目は多岐に及びます。特に昨今発生している事例の中で多いものは、十分な痕跡データが残っていないために、どういう被害が発生したのか、何のデータが漏えいしたのか、攻撃の侵入経路はどこか、といった点が解明できない事態になっていることです。このような痕跡データを保存しておく体制やシステムの導入は容易に構築できるものではなく、コストと効果のバランスを十分に考えてセキュリティ対策を向上させていく必要があります。

また、セキュリティ対策を一気に実施しようとして、業務に影響を来し、基本的なセキュリティ対策すらできていない事例も多く見受けられます。

そこで、まずは、内部規程等を見直し、規程と実態との乖離がないか、役職員にセキュリティ意識を向上させるための方策はないか、全役職員に周知徹底できているかを確認してみることから始めてみることもよいでしょう。

ほうじょう たかよし  
北條 孝佳西村あさひ法律事務所 カウンセル弁護士  
ta\_hojo@jurists.co.jp

危機管理、企業不祥事などの企業法務に従事。特に様々なサイバーセキュリティ事案の調査・法的措置・再発防止策に関する法的アドバイスを行っている。2000年警察庁入庁。元警察庁技官。デジタルフォレンジックやマルウェア解析等に従事し、数多くのサイバー攻撃事案に対応。2015年弁護士登録、日本シーサート協議会専門委員、情報通信研究機構招聘専門員、総務省発信者情報開示の在り方に関する研究会構成員等を務める。

## IV. 最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者:木目田 裕、高林 勇斗、西田 朝輝、松本 佳子

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただいております。

【2020年8月28日】

### 消費者庁、改正公益通報者保護法についてのQ&Aを公表

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/whistleblower\\_protection\\_system/overview/assets/overview\\_200828\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_200828_0001.pdf)

消費者庁は、2020年8月28日、改正公益通報者保護法についてのQ&Aを公表しました。このQ&Aにおいて、消費者庁は、2021年に改正公益通報者保護法に関する指針や各種ガイドラインを作成し、2022年6月までに施行する予定としています。

その他、改正法の解釈に関する消費者庁の回答として、以下の見解を示しています。

- 改正法11条1項の「公益通報者対応業務従事者」<sup>33</sup>の定め方としては、個別に担当者を指定することのほか、内部規定において一定のポストに従事する者を定めるなどの方法が考えられること。
- 改正法11条2項の「公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置」<sup>34</sup>としては、通報受付窓口の設定、社内調査・是正措置、公益通報を理由とした不利益取扱いの禁止や公益通報者に関する情報漏えいの防止、これら措置に関する内部規程の整備・運用等を想定していること。
- 企業グループ内に従業員が300人を超える関係会社が複数ある場合、グループ全体ではなく、(従業員が300人を超える)関係会社ごとに通報窓口を整備する義務が課されること<sup>35</sup>。
  - ✓ ただし、子会社が、自らの内規において定めた上で、通報窓口を親会社に委託して設置し、従業員に周知しているなど、子会社として必要な対応をしている場合には、体制整備義務を履行していると評価できること。
- 「常時使用する労働者」(改正法11条3項)には、繁忙期のみ一時的に雇い入れるような場合を除き、パートタイマーも含まれること。

【2020年8月31日】

### 総務省、「発信者情報開示の在り方に関する研究会 中間とりまとめ」を公表

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/information\\_disclosure/02kiban18\\_02000104.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/information_disclosure/02kiban18_02000104.html)

総務省は、2020年8月31日、「発信者情報開示の在り方に関する研究会 中間とりまとめ」及びパブリックコメントの結果を公表しました。

<sup>33</sup> 改正法11条1項は、事業者に対し、一定の公益通報を受け、並びに当該公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務に従事する者として、公益通報者対応業務従事者を定める義務を課しています。

<sup>34</sup> 改正法11条2項は、事業者に対し、上記の一定の公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとる義務を課しています。

<sup>35</sup> 改正法11条3項は、常時使用する労働者の数が300人以下の事業者については、内部通報対応体制整備義務が努力義務にとどまることを規定しています。

この「中間とりまとめ」では、一例として、以下の事項が提言されています。

- 発信者情報の開示対象を拡大し、電話番号を開示対象とし、ログイン時情報も開示対象となることを明確にする。
- 発信者情報の開示には、現在、①コンテンツプロバイダに対する発信者情報開示仮処分申立て及び②アクセスプロバイダに対する発信者情報開示請求訴訟の2段階の裁判手続を経る必要があるが、これらが1つの手続でできるよう、被害者からの申立てにより、裁判所が発信者情報の開示の適否を判断・決定する非訟手続を新たに創設する。

【2020年9月1日】

#### **厚労省、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改定**

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_13266.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13266.html)

厚労省は、2020年9月1日、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を改定しました。

このガイドラインにおいて、企業は、原則、副業・兼業を認める方向とすることが適当であるとされています。その上で、副業・兼業の禁止又は制限に当たっては、就業規則上、原則として労働者が副業・兼業を行うことができる旨を規定した上で、例外的に、①労務提供上の支障がある場合、②業務上の秘密が漏洩する場合、③競業により自社の利益が害される場合又は④自社の名誉や信用を損なう行為や信頼関係を破壊する行為がある場合には、副業・兼業を禁止又は制限することができるようにしておくことが考えられるとしています。

また、本ガイドラインは、副業・兼業を認めるに際し、以下のとおり、労働時間管理を行うことが必要であるとしています。

- 労働者が、事業主を異にする複数の事業場において、労働基準法に定められた労働時間規制が適用される労働者に該当する場合には、労働時間を通算する。
- 労働時間の通算は、自社の労働時間と、労働者からの申告等により把握した他社の労働時間を通算することによって行う。
- 副業・兼業の開始後に、所定労働時間の通算に加えて、自社の所定外労働時間と他社の所定外労働時間を、所定外労働が行われる順に通算して、法定労働時間を超える部分がある場合には、その部分が時間外労働となる。
- 労使双方の手続上の負担を軽減するため、「管理モデル」という簡便な労働時間管理の方法<sup>36</sup>によることも可能である。

【2020年9月1日】

#### **中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループ、下請企業への「しわ寄せ」防止に向けた施策を公表**

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku\\_kojyo/choujikan\\_wg/dai14/gijisidai.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/katsuryoku_kojyo/choujikan_wg/dai14/gijisidai.html)

中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループは、中小企業庁・厚生労働省・公正取引委員会の各省庁による下請企業への「しわ寄せ」防止に向けた施策を取りまとめ、公表しました。概要は下記のとおりです。

##### **【下請法違反行為を発見するための積極的な情報収集・周知啓発】**

- ・ 下請 G メン<sup>37</sup>による調査の活用・強化に加えて、下請かけこみ寺<sup>38</sup>による相談体制の整備、取引に関する大規模調査等を通じて、問題事例のさらなる把握に努める。
- ・ 問題事例等は関係省庁に共有し、下請振興法に基づく、指導・助言や業界団体等への働きかけを依頼する。
- ・ 大規模調査を通じて、親事業者による長時間労働の削減等の取組により、下請事業者にしわ寄せが生じていないかについて

<sup>36</sup> 「管理モデル」とは、副業・兼業の開始前に、先に契約した A 社の法定外労働時間と、後に契約した B 社の労働時間について、上限規制(単月 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内)の範囲内でそれぞれ上限を設定し、それぞれについて割増賃金を支払うこととするものをいいます。

<sup>37</sup> 下請取引適正化のため各種活動を行う取引調査員を指す。

<sup>38</sup> 下請取引や消費税の転嫁など企業間取引に係る各種相談への対応や裁判外紛争解決手続を実施する機関を指す。

ても調査する。

【把握した「しわ寄せ」情報の提供及び監督指導における通報制度の的確な運用】

- ・ 労働局・労働基準監督署の窓口等で把握した「しわ寄せ」情報の提供及び労働基準関係法令に基づく監督指導における通報制度の的確な運用を引き続き実施する。

【2020年9月2日】

**改正独占禁止法の関係政令等が公布**

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/aug/200828.html>

改正独占禁止法に関する関係政令等が、2020年8月28日に閣議決定され、同年9月2日に公布されました。

**(1) 改正独占禁止法の施行期日について**

改正独占禁止法の施行期日は、2020年12月25日と定められました。

**(2) 改正独占禁止法施行令について**

改正独占禁止法7条の2第1項第3号及び同法7条の9第1項第2号では、課徴金の算定基礎として、「違反行為に係る…商品又は役務に密接に関連する業務として政令で定めるもの」の対価相当額が追加されましたが、改正独占禁止法施行令において、上記業務が規定されました(改正独占禁止法施行令6条、同13条)。

- 不当な取引制限の場合:違反行為の対象となった商品又は役務を供給しないことを条件として行う製造、販売、加工等の業務であって、違反行為者又はその完全子会社等のうち違反行為を行っていないものが違反行為に係る商品又は役務を供給するために必要とされるもの
- 支配的私的独占の場合:違反行為の対象となった商品又は役務の供給を受ける者(需要者)に対して行う、その供給を受けるために必要な情報の提供、事務の管理等の業務

**(3) 課徴金の調査協力減算制度について**

**ア 手続**

課徴金の調査協力減算制度は、以下の手続を経て適用されるとのことです(「調査協力減算制度の運用方針」)。

- ① 事業者による課徴金減免申請。
- ② 課徴金減免申請を行った事業者(調査開始日より前に最初に課徴金減免申請をした者を除く。以下「報告等事業者」という。)は、改正独占禁止法7条の4第5項の規定に基づく通知を受けた日から起算して10日(行政機関の休日を含まない。)を経過する日までに、文書により、協議の申出を行う。協議において、上記事業者は、その予定する調査協力減算制度における報告等の内容について説明を行い、それを受けて、公正取引委員会は、減算率を提示する。
- ③ 報告等事業者と公正取引委員会は、以下のいずれかの合意を形成する。
  - ✓ 特定割合についての合意  
公正取引委員会が、課徴金減免制度における報告等の内容を含め、合意時点までに報告等事業者が把握している事実等を評価し、減算率を定めるもの(改正独占禁止法第7条の5第1項)。
  - ✓ 上限及び下限についての合意  
公正取引委員会が、報告等事業者が合意後に新たに把握し、調査協力減算制度における報告等を行った事実等を評価して、合意において定めた上限及び下限の範囲内で減算率を決定するもの(改正独占禁止法7条の5第2項)。これは、報告等事業者が新たな事実等を把握する蓋然性が高いと公正取引委員会が判断する場合に締結することができる(改正独占禁止法7条の5第2項)。
- ④ 報告等事業者は、調査協力減算制度における報告等を合意において定めた期限までに履行する。

- ⑤ 報告等事業者が調査協力減算制度における報告等を行った後、減算率を決定する。
- ✓ 特定割合についての合意を行った場合  
合意において定めた特定割合により課徴金額が減額される。
  - ✓ 上限及び下限についての合意を行った場合  
調査協力減算制度における報告等の内容による事件の真相の解明に資する程度に応じて、合意において定めた上限及び下限の範囲内で、公正取引委員会が減算率を決定する。

## イ 減算率の決定方法

課徴金の減算率は、以下の方法によって、決定されるとのことです。

- 事業者が課徴金減免申請の内容及び予定する調査協力減算制度における報告等の内容による事件の真相の解明に資する程度に応じて、減算率を決定する。
- 事件の真相の解明に資する程度を評価するに当たっては、報告等事業者が行った報告等の内容が、
  - ① 具体的かつ詳細であるか否か
  - ② 公正取引委員会規則で定める「事件の真相の解明に資する」<sup>39</sup>事項について網羅的であるか否か
  - ③ 当該報告等事業者が提出した資料により裏付けられるか否か
 という要素を考慮する。
- 上記の要素を考慮して、下表のとおり減算率を決定する。

調査開始日前	調査開始日以後	事件の真相の解明に資する程度
40%	20%	高い(全ての要素を満たす)
20%	10%	中程度である(二つの要素を満たす)
10%	5%	低い(一つの要素を満たす)

【2020年9月2日】

### 公取委、コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査の結果を公表

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/sep/200902\\_1.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/sep/200902_1.html)

公正取引委員会は、コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関して大規模な実態調査を行い、その結果を公表しました。

本調査結果によれば、意に反して仕入れている商品があると回答した加盟店は 51.1%に上るとのことです。また、66.8%の加盟店が、引き続き 24 時間営業を続けたいとは考えていない旨を回答したとのことです。

公正取引委員会としては、本調査結果を踏まえて、無断発注の問題、年中無休・24 時間営業及びドミナント出店等についてフランチャイズ・ガイドラインの改正を行うとのことです。

【2020年9月4日】

### 公取委、令和元年度公正取引委員会年次報告を公表

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/sep/200904.html>

公正取引委員会は、令和元年度公正取引委員会年次報告を公表しました。

この年次報告では、令和元年度の特筆すべき取組として、改正独占禁止法に伴う施行令等の改正を行ったこと<sup>40</sup>、「デジタル・プ

<sup>39</sup> 「事件の真相の解明に資する」と考えられる事実の具体例は、「調査協力減算制度の運用方針」の別紙に記載されており、例えば、カルテルにおける違反行為の態様の解明に資する事実として、合意内容(価格、生産数量、販売地域等)、合意内容の決定方法(会合、電話、電子メール等)、合意の実施方法(決定された価格での供給等を開始した時期等)、及び社内における検討状況(価格決定方法等)が挙げられています。

<sup>40</sup> 上記の「改正独占禁止法の関係政令等が公布」のほか、事業者・弁護士間の通信内容を記載した文書等に審査官がアクセスしないこと等を内容とする手続(判別手続)に関する規則の改正等については、[本ニューズレター2020年4月30日号](#)(勝部純・沼田知之「改正独禁法における事業者・弁護士間の秘密通信物件の取扱いについてー判別手続の導入に向けた公取委規則改正案及び指針案の公表」)をご覧ください。

プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を公表したこと<sup>41</sup>などが挙げられています。

【2020年9月14日】

**約束手形をはじめとする支払条件改善に向けた検討会、「約束手形に関する論点について」を公表**

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/shiharaikaizen/200914shiharaikaizen.html>

同資料によれば、今般、下請代金の支払手段に関する通達<sup>42</sup>を以下のとおり見直すとのことです。

- ・ 下請代金の支払に係る手形等のサイトを業種にかかわらず一律60日以内に短縮する。
- ・ 割引料を原則として振出人が負担すること及び本体価格分と割引料相当額を分けて明示すべきであることを明記する。
- ・ 発注者側の負担を考慮し、一定の周知期間(例えば3年)を設け、また施行に当たっては振出人側の資金繰りに影響する経済状況などの取引の実態を勘案した上で判断する旨記載する。

【2020年9月15日】

**金融庁、「資金移動業者の決済サービスを通じた銀行口座からの不正出金に関する対応について」を公表**

<https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20200915/20200915.html>

金融庁は、悪意のある第三者が不正に入手した預金者の口座情報等をもとに当該預金者の名義で資金移動業者のアカウントを開設し、銀行口座と連携した上で、銀行口座から資金移動業者のアカウントへ資金をチャージすることで不正な出金を行う事象が複数発生していることを踏まえ、預金取扱金融機関及び資金移動業者に対し、資金移動業者のアカウントと銀行口座を連携して口座振替を行うプロセスに脆弱性がないか確認し、問題や脆弱性が見いだされた場合には手続の強化等の対応を行うよう、要請を行いました。

【2020年9月17日】

**金融庁、「オンライン取引サービスを顧客に提供する金融商品取引業者におけるシステムリスク管理態勢の自主点検及び顧客被害の発生状況の確認について」を公表**

<https://www.fsa.go.jp/news/r2/shouken/20200917.html>

金融庁は、オンライン取引サービスを顧客に提供する金融商品取引業者のシステムに悪意のある第三者が不正にアクセスし、顧客が保有する有価証券を売却・換金し、顧客の預り金を含めて、顧客が予め指定・登録していた銀行預金口座とは別の架空預金口座に向けて不正出金されて顧客が被害を受ける事象や顧客情報が漏えいする事象が複数発生していることを踏まえ、金融商品取引業者に対し、システムリスク管理体制について自主点検を行うと共に、顧客被害の発生状況について確認を行うよう、要請を行いました。

【2020年9月18日】

**キャッシュレス推進協議会、「コード決済(QRコード決済)における不正な銀行口座紐づけの防止対策に関するガイドライン」を策定**

<https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200918002/20200918002.html>

同ガイドラインは、コード決済における銀行口座紐づけに関する不正利用について、コード決済事業者が行うべき不正利用防止対策について定めたものです。同ガイドラインは、コード決済利用に係るアカウント作成から決済に至るまでの各フローにおける不正利用防止対策を示した上、コード決済サービス全体を通じた不正検知のためのモニタリング体制及び不正検知をした場合の対応体制の整備を行うことが重要であるとしています。

<sup>41</sup> 具体的な内容については、[本ニューズレター2019年12月27日号](#)(公取委、『デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方』を公表)をご覧ください。

<sup>42</sup> 「下請代金の支払手段について」(平成28年12月14日公取企第140号)



きめだ ひろし  
**木目田 裕**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[h\\_kimeda@jurists.co.jp](mailto:h_kimeda@jurists.co.jp)

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと  
**高林 勇斗**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[y\\_takabayashi@jurists.co.jp](mailto:y_takabayashi@jurists.co.jp)

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき  
**西田 朝輝**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[a\\_nishida@jurists.co.jp](mailto:a_nishida@jurists.co.jp)

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



まつもと けいこ  
**松本 佳子**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[ke\\_matsumoto@jurists.co.jp](mailto:ke_matsumoto@jurists.co.jp)

2017年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。